

愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、愛知県障害者差別解消調整委員会規則（平成27年愛知県規則第2号。以下「規則」という。）第8条に基づき、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（全体会）

第2条 規則第5条に規定する会議は、全体会と称する。

（部会）

第3条 委員会に、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）第13条第2項によりその権限に属させられた事項（以下「権限事項」という。）を審議するため、規則第7条第1項の規定に基づき、4部会を組織し、それぞれ、第1部会から第4部会と称する。

2 第1部会から第4部会は各々、別表に定める権限事項を所掌する。

3 委員長は、知事からの諮問に応じ、その都度、事案の内容等を勘案し、審議する部会を選定する。

4 委員会は、権限事項に係る審議結果について、部会の決議をもって委員会の決議とする。

5 第1項に規定する部会の定数は、7人とする。ただし、規則第6条に規定する専門委員を選任する場合にあっては、定数に含まないものとする。

（出席）

第4条 委員会へは委員本人が出席することとし、代理等による出席は認めないものとする。

2 出席できない委員については、当該会議に付議される事項について事前に書面により意見を提出することができるものとする。

（会議の公開）

第5条 委員会の会議は公開とする。ただし、次の各号に該当する場合にあっては、非公開とする。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(議事)

第6条 全体会の議事は、委員長がつかさどる。

2 部会の議事は、各部部长がつかさどる。

(議事録)

第7条 全体会及び部会の議事について議事録を作成し、それぞれ委員長又は部部长が指名した委員2名がこれに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

(公表)

第8条 委員会の開催状況については、その都度、県が公表する。ただし、不開示情報については公表しない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が全体会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

部会	所掌する権限事項
第1部会	身体障害を理由として、福祉、医療及び教育の分野で生じた事案
第2部会	身体障害を理由として、交通及びその他の分野で生じた事案 (第1部会の所掌事項を除く)
第3部会	知的障害及び精神障害（発達障害を含む）を理由として、福祉、医療及び教育の分野で生じた事案
第4部会	知的障害及び精神障害（発達障害を含む）を理由として、交通及びその他の分野で生じた事案（第3部会の所掌事項を除く）

愛知県障害者差別解消調整委員会の傍聴に関する要領（案）

1 傍聴人の決定

委員会の傍聴人は、委員長が決定する。

2 傍聴人の定員

委員会における傍聴人の定員は、10人とする。

3 傍聴申込み

傍聴を希望する者は、委員会傍聴申込書（様式1又は様式2）により、委員長（事務局）に申し込むものとする。

なお、傍聴の申込みの受付は、委員会開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し（6に定める申込みの場合を除く。）、開始予定時刻の10分前に締め切る。

4 定員を超えた場合の取扱い

締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、委員会傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

5 傍聴証等の交付

傍聴人には、当日、傍聴証（様式3）、傍聴人心得（別紙）及び委員会資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証（様式3）を左胸に着用して、委員会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得（別紙）を遵守するものとする。

6 傍聴時の支援等を希望する場合の申込み

傍聴を希望する者が、視覚障害又は聴覚障害のため、傍聴に際して、点字による資料の交付、手話通訳者による通訳又は要約筆記者による筆記を希望する場合は、協議会開催の1週間前までに、協議会傍聴申込書（様式2）により、委員長に申し込むことができる。

7 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

(1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。

(4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者

(5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。

(6) その他委員会を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、この限りではない。
- (3) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他委員会を妨害するような行為をしないこと。

9 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長が許可した場合は、この限りではない。

10 委員長の指示

委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

11 施行年月日

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

様式1

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

愛知県障害者差別解消調整委員会委員長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所：

氏名：

年齢：

様式2（傍聴時の支援を希望する場合）

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

愛知県障害者差別解消調整委員会委員長 殿

平成 年 月 日に開催予定の、貴会議の傍聴を申し込みます。

住所：

氏名：

年齢：

連絡先 電話番号：

FAX番号：

傍聴時に希望する支援等（※希望事項に○）

点字による会議資料 手話通訳 要約筆記

備考

- 1 この様式は、視覚障害又は聴覚障害のある方が傍聴時に点字による会議資料等を希望され、開催の1週間前までに申込みをされる場合に限りです。
- 2 この様式により申込みをされても傍聴の申込み多数のため抽選となる場合があります。開始予定時刻の10分前までに来場され、抽選がある場合には必ず参加してください。
- 3 点字による会議資料は、墨字資料の要約版である場合があります。

様式3

愛知県障害者差別解消調整委員会傍聴証

平成 年 月 日限り

傍聴人氏名

(別紙)

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴を希望される方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 4 携帯電話等については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 委員会における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。